

大阪市淀川区役所「個別避難計画作成支援に関する業務」会計年度任用職員要綱

制定 令和6年1月12日

(目的)

第1条 この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、大阪市淀川区役所「個別避難計画作成支援に関する業務」会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第2条 会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 筆記（論文）試験
- (2) 口述（面接）試験
- (3) 経歴、資格

(任用期間)

第3条 会計年度任用職員の任用期間は、その採用日の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内とする。

(再度の任用)

第4条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小等の状況及び前年度の勤務実績を総合的に勘案して判断するものとし、2回までは再度の任用ができるものとする。

(業務内容)

第5条 会計年度任用職員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 自主防災組織への事業説明（資料作成、事業説明会等の開催にかかる補助）
- (2) 要支援者への事業説明（訪問等での事業説明補助）
- (3) 要支援者名簿の自主防災組織等への提供
- (4) 個別避難計画の作成支援（自主防災組織等への支援業務補助）
- (5) 個別避難計画・避難行動要支援者名簿の管理
- (6) その他業務（個別避難計画に係る広報、庁内調整等）

(勤務地)

第6条 会計年度任用職員は、淀川区役所市民協働課（防災担当）に勤務するものとする。

(勤務時間等)

第7条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 勤務日数は1日7時間30分の勤務で週4日の勤務日とする。
- (2) 勤務時間は午前9時から午後5時15分までの内7時間30分とする

- (3) 休憩時間は前号に掲げる勤務時間の内 45 分間とする。
- (4) 主管課長は、(2) の規定にかかわらず、業務の性質その他の事由により同号の規定により難しいときは、勤務時間を別に定めることができる。

(休日及び休日勤務)

第 8 条 休日は次のとおりとする

- (1) 日曜日、土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日。
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日（前各号に掲げる日を除く）。
- (4) 月曜日から金曜日のうち本市が指定する 1 日。
- (5) 主管課長は、前号の規定にかかわらず会計年度任用職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。
- (6) 前号の規定により休日を他の日に振り替える場合には、あらかじめ、当該休日の前日から当該休日の 6 日前まで及び当該休日の翌日から当該休日の 6 日後までの期間にある日を振り替えるべき休日として指定するものとする。ただし、やむを得ない事情により当該期間内に指定することができないときは、当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の 21 日後までの期間にある日を、振り替えるべき休日として指定することができる。ただし、勤務時間は週 30 時間を超えないものとする。

(給与)

第 9 条 会計年度任用職員の給与は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する要綱（令和元年人事給 12 号）の定めるところによる。

(その他)

第 10 条 その他必要な事項は、区長が定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 1 月 12 日より施行する。